

関東信越厚生局麻薬取締部

業務概要

麻薬取締官は、厚生労働大臣の指揮監督を受けて、麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、あへん法、覚醒剤取締法、医薬品医療機器法及び麻薬特例法に係る次の職務を遂行しています。

- **捜査**(特別司法警察員として麻薬等事犯の取締り)
- **国際協力**(国際機関との協力、国際捜査共助)
- **正規麻薬等の不正流通防止**(医療用麻薬・向精神薬の生産、流通、施用等の適正管理など)
- **薬物乱用防止の啓発活動**(関係機関、都道府県、地域ボランティア団体との連携による啓発活動など)
- **再乱用防止・中毒者対策**(保護観察の付かない執行猶予判決を受けた薬物乱用者等に対する再乱用防止プログラムの実施や地域資源への引き継ぎなど)
- **鑑定**(押収された麻薬等不正薬物の鑑定など)

職員数

- 関東地区の定員**88名**(全国の定員**296名**)※
 - 男女比(**男性約80%、女性約20%**)
 - 職種の別【**事務官約33%、技官(薬剤師)約67%**】
- ※令和4年4月1日現在



採用後の処遇

- **他の麻薬取締部に異動**があり、勤務地は、**全国8部、1支所(沖縄)、3分室(横浜、神戸、小倉)**となります
- 採用後、**捜査部門、調査総務部門、国際部門又は鑑定部門**に分かれて経験を積んでいただきます(他機関への出向もあります)
- 学校教育法に基づく大学を卒業した者は、**通算して1年以上麻薬取締りに関する事務に従事すると麻薬取締官となることができます**
- 経験年数に応じた研修を実施しており、必要な知識の習得が可能です
- 本人の能力、経験年数を勘案して昇進等していきます

先輩職員からのメッセージ

私は、令和4年5月に採用され、捜査に従事しています。尾行や張込など新しいことの連続で刺激的な毎日を過ごしています。時には、夜間におよぶ長時間の捜査がありきつい時もありますが、被疑者を検挙し違法薬物を押収できた時の達成感はひとしおです。薬物犯罪を撲滅したいと情熱を持っている方はぜひ麻薬取締部で我々と共に働きましょう。【令和4年度選考採用】

【お問い合わせ先】

関東信越厚生局麻薬取締部 調査総務課
〒102-8309 東京都千代田区九段南1-2-1九段第三合同庁舎17階
Tel:03-3512-8688(代表) email:kantou-saiyou@mhlw.go.jp
ホームページ:http://www.ncd.mhlw.go.jp

